

求人申込書

フリガナ	カブシキガイシャキタカーサービス		
事業所名	株式会社秋田カーサービス		
所在地	〒 011-0908 秋田 県 秋田 市 寺内字大小路207-38		
代表者名	代表取締役社長 千代 昇		
連絡先	電話番号	080-3427-5605	FAX番号
	Eメール	acssaiyo@gmail.com	
	担当者	部署	CSEグループ採用担当 氏名 川尻 淳平
ホームページ	https://acs5611acs.wixsite.com/acs-5611		
事業内容・会社の特徴	弊社は自動車販売会社のサポート企業です。毎日の生活に欠かせない”自動車”を通し地域に必要なとされる企「業を目指しております。自動車 金塗装・新車納整備・電装品取付・下廻り防錆塗装・ルームクリーニングなど、車に係る様々なことを経験できます!わたしたちと一緒に働いてみませ		
従業員数	当勤務事業所	16 人	企業全体 16 人
求人内容	勤務場所	秋田市寺内字大小路	
	受動喫煙対策	なし(あり)屋内禁煙(喫煙室設置・その他())	
	職 種	新車納車前整備・車体整備のサポート業務 ※派遣の場合は(派)、請負の場合は(請)を職種名の先に表示ください。	
	年 齢	不問 才~ 59 才 (省令 1 号)	
	職務内容	新車納車整備と車体整備のサポート業務です。 【例】・修理車両の引取り納車業務 ・入荷した部品のチェックと、仕分け ・画像をパソコンに取り込む業務 ・搬入した自動車の状態のチェックとデータ入力(専用のアプリへの入力) ・洗車 ・その他、簡単な作業のサポート	
	求人数	1 人	学歴(履修科目) 不問
	必要な経験	特になし(未経験者でも可)	定年制 あり(60歳)
	必要な資格	普通自動車運転免許(A/T限定でも可)	再雇用 あり(65歳まで)
	求人内容の補足事項	「職務内容など不明なことは、お気軽にお問合せください! 職場見学なども行っております。研修制度などもありますので、未経験からでも挑戦できる環境となっております。60歳以上の方(経験者)の応募も歓迎いたします。	
	勤務条件	給 与A	月給
毎月定期的に支払われる手当B		手当	円
		手当	円
		手当	円
固定残業代C		なし・あり(円~ 円)	
毎月の賃金 A+B+C		210,000 円~ 210,000 円	
通勤手当		当社基準による(上限29,000円まで)	
その他の手当		報奨金制度あり(当社表彰制度による)	
賞与		(前年度実績) 年 2 回 計 2.5ヶ月分	または 万円~ 万円
月平均労働日数		22 日	昇給 年 1 回
雇用期間		定めなし・その他()	試用期間 なし(あり) 3か月間)
勤務時間		9:00 ~ 17:50	交替制有りの場合 ~ ~
時間外労働		なし・あり(月平均 時間) 裁量労働制	なし・あり(時間働いたものとみなす)
休憩時間		午前 分・ 昼 60 分・ 午後 20 分	合計 80 分
休日		毎週日曜日 三連休あり(第二土曜日~) 月曜日の祝日 毎月個人休日	年間休日 108 日
マイカー通勤	可()・不可() (駐車場 有() 無()) (自己負担 有() 無())		
加入保険等	雇用() 労災() 健康() 厚生() 財形() 厚生年金基金() 退職金共済() 退職金制度() (勤続 年以上)		
住 宅	寮 社宅 ・ 賃貸住宅斡旋可 ・ 特になし()		
勤務条件の補足事項			
選考	選考方法	書類選考() ・ 面接() ・ その他(適性検査)	
	面接場所	勤務場所() ・ その他()	
	応募書類	履歴書() ・ 職務経歴書() ・ ジョブカード() ・ その他()	
	採否決定	最終面接から 7 日以内	
(注)該当する項目は○で囲ってください		受理日	20260415
		受理番号	01126 -04003

様式第1号(第4条関係)

求人票裏面

事業所様記入欄 事業所名 株式会社秋田カーサービス

I 年齢制限について

募集・採用の際に年齢制限をする場合は、下記のいずれかの例外事由に該当することが必要です。

求人票で、年齢制限をされた場合は、下記の「例外事由」の該当する箇所に丸印をつけてください。

例外事由

- ①号 定年年齢を上限として、当該上限年齢未満の労働者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 2号 労働基準法等法令の規定により年齢制限が設けられている場合
- 3号のイ 長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者等を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のロ 技能・ノウハウの継承の観点から、特定の職種において労働者数が相当程度少ない特定の年齢層に限定し、かつ期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合
- 3号のハ 芸術・芸能の分野における表現の真実性等の要請がある場合
- 3号のニ 60歳以上の高年齢者または特定の年齢層の雇用を促進する施策(国の施策を活用しようとする場合に限る)の対象となる者に限定して募集・採用する場合

II 青少年の保護について

若者の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、若者の適職の選択並びに職業能力の開発および向上に関する措置等を総合的に講ずる「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」が、平成27年9月18日に公布され、同年10月1日から順次施行されていることに伴い、次の点にご留意ください。

① 求人票不受理について

一定の労働関係法令違反があった事業所の求人を一定期間不受理とすることとなります。

② 青少年雇用情報の提供

求人申込みにあたり、次の情報の提供が努力義務となります。

- 1) 募集・採用に関する情報
- 2) 職業能力の開発および向上に関する取組の実施状況
- 3) 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

※詳しくは厚生労働省のホームページより、「青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)について」の

「ハローワークでは労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受けません!」をご確認ください。